

厚生常任委員会  
(当初)  
資料

福祉保健部



# 目 次

## 【 予算議案 】

I 議案第1号	令和3年度宮崎県一般会計予算	
II 議案第4号	令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	
III 議案第5号	令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	
	○令和3年度福祉保健部当初予算案の概要	..... 1
	○新規・改善事業	..... 4

## 【 特別議案 】

議案第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	..... 38
議案第28号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	..... 42
議案第29号	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例の一部を改正する条例	..... 45
議案第30号	旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	..... 46
議案第31号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	..... 47
議案第32号	ふぐ取扱条例の一部を改正する条例	..... 48
議案第33号	食品等取扱条例を廃止する条例	..... 49
議案第40号	宮崎県地域福祉支援計画の変更について	..... 50
議案第41号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について	..... 54

## 【 その他報告 】

今年度策定・変更を予定している計画について	
○第4期宮崎県自殺対策行動計画の策定について	..... 57
○第6期宮崎県障がい福祉計画（第2期宮崎県障がい児福祉計画）の策定について	..... 62
○第3次宮崎県動物愛護管理推進計画の策定について	..... 73

## 【資料】

- 資料 1 宮崎県地域福祉支援計画（第 4 期計画）（案）の概要
  
- 資料 2 宮崎県自殺対策行動計画（第 4 期計画）の概要
  
- 資料 3 宮崎県高齢者保健福祉計画（第 9 次県高齢者保健福祉計画・第 8 期県介護保険事業支援計画・第 1 次県認知症施策推進計画）（案）の概要
  
- 資料 4 第 6 期宮崎県障がい福祉計画（第 2 期宮崎県障がい児福祉計画）の概要
  
- 資料 5 第 3 次宮崎県動物愛護管理推進計画の概要

# 【予算議案】

(議案第1号、第4号、第5号関係)

- I 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計予算
- II 議案第4号 令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
- III 議案第5号 令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

## ○令和3年度福祉保健部当初予算案の概要

### 1 県及び福祉保健部の予算(一般会計)

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	伸 率
県 の 予 算	625,505,000	612,788,000	2.1 %
福祉保健部予算	132,288,742	112,647,517	17.4 %

### 2 福祉保健部・課別予算額

(単位:千円)

会計名	課 名	令和3年度	令和2年度	伸 率
一般会計	福 祉 保 健 課	12,611,175	11,795,219	6.9 %
	指導監査・援護課	176,327	175,607	0.4 %
	医 療 薬 務 課	4,045,885	5,163,369	△ 21.6 %
	国民健康保険課	29,530,867	29,543,168	△ 0.1 %
	長 寿 介 護 課	21,796,527	20,251,133	7.6 %
	障 が い 福 祉 課	16,879,478	16,759,144	0.7 %
	衛 生 管 理 課	1,726,387	1,641,547	5.2 %
	健 康 増 進 課	20,865,633	3,400,519	513.6 %
	こ だ も 政 策 課	18,611,601	18,265,139	1.9 %
	こ だ も 家 庭 課	6,044,862	5,652,672	6.9 %
	計	132,288,742	112,647,517	17.4 %
特別会計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	114,542,975	117,625,117	△ 2.6 %
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	280,005	315,647	△ 11.3 %
福祉保健部合計		247,111,722	230,588,281	7.2 %

# 令和3年度 当初予算

## 新型コロナウイルス感染症対策予算

福祉保健部

### 医療・福祉提供体制の確保・充実

計16,653,577千円

#### 医療提供体制の確保

16,328,338千円

- ◆患者等受入体制支援事業（医療業務課）
  - ・医療従事者派遣、搬送体制確保等
- ◆調整本部運営事業（医療業務課）
  - ・調整本部運営、医療機関等との連携・情報共有体制の構築
- ◆医療提供体制強化事業（健康増進課）
  - ・受入病床確保・医療従事者特別手当・陰圧装置設備補助
- ◆軽症者等宿泊療養施設運営事業（健康増進課）
  - ・軽症者宿泊療養施設の確保、運営等
- ◆感染患者入院費公費負担（健康増進課）
  - ・入院患者、宿泊施設患者の自己負担分の公費負担
- ◆感染防護服等整備事業（健康増進課）
  - ・医療機関、保健所等で使用する防護服整備

#### 介護・福祉サービス体制の確保

274,416千円

- ◆労働環境改善に向けた介護ロボット導入支援事業（長寿介護課）
  - ・負担軽減や業務効率化を図るための介護ロボット導入経費等
- ◆介護サービス継続支援事業（長寿介護課）
  - ・感染者が発生した場合の介護サービスの継続に必要な経費
- ◆障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業（障がい福祉課）
  - ・感染者が発生した場合の障害福祉サービスの継続に必要な経費

#### ワクチン接種に向けた取組

35,914千円

- ◆新型コロナウイルスワクチン接種に係る啓発相談事業（健康増進課）
  - ・医療従事者等への接種確保、相談体制の確保

#### 相談体制

14,909千円

- ◆自殺対策セーフティネット強化推進事業（福祉保健課）
  - ・ワンストップ相談会等の拡充や、女性や若者を対象とした情報発信・啓発の強化
- ◆心のケア支援事業（障がい福祉課）
  - ・県民の心身の変調に対応するための電話や訪問による相談体制の強化

# 感染拡大防止対策の推進

計1,367,774千円

## 検査体制の確保 781,646千円

- ◆受診・健康相談支援事業（健康増進課）
  - ・受診相談センター運営費
- ◆PCR検査体制等強化事業（健康増進課）
  - ・PCR検査費用（衛環研）PCR検査機関への検査機器購入補助、地域外来・検査センター運営費、PCR検査公費負担等

## 感染拡大防止対策（設備整備支援等） 586,128千円

- ◆**☑**介護施設等感染拡大防止対策支援事業（長寿介護課）
  - ・簡易陰圧装置等の設置及び個室化改修に必要な経費
- ◆**☑**医療的ケア児等一時保護事業（障がい福祉課）
  - ・医療的ケア児等が濃厚接触者となった場合の一時的な保護支援
- ◆**☑**新型コロナウイルス対策「ガイドライン」等普及定着事業（衛生管理課）
  - ・「ガイドライン」の遵守、「新しい生活様式」の定着促進等
- ◆幼児教育の質の向上のための環境整備事業（こども政策課）
  - ・感染症対策を徹底するために必要な経費
- ◆児童養護施設等環境改善事業（こども家庭課）
  - ・個室化に要する改修費、感染症対策のかかり増し経費等

# 新たな日常に応じた生活支援

計563,576千円

## 生活困窮者・ひとり親家庭等支援 164,885千円

- ◆**☑**介護福祉士等養成・確保特別対策事業（福祉保健課）
  - ・福祉系高校の学生への修学資金等貸付金
- ◆住居確保給付金（福祉保健課）
  - ・住居を失うおそれのある者に対する住居給付金
- ◆**☑**地域で支える子どもの居場所づくり支援事業（福祉保健課）
  - ・地域で子ども食堂の運営や子どもの学習支援等を行う団体への支援
- ◆**☑**協働によるひとり親家庭応援事業(こども家庭課)
  - ・ひとり親家庭を支援する民間団体のモデル的な取組に要する経費への補助

## 母子保健医療対策 398,691千円

- ◆不妊治療費等助成事業（健康増進課）
  - ・不妊治療等を受ける夫婦に対し、治療費等を助成
- ◆妊産婦寄り添い支援事業（健康増進課）
  - ・妊婦への検査と感染した妊産婦への訪問等による寄り添い支援

# ○新規・改善事業

## ⑧新介護福祉士等養成・確保特別対策事業

福祉保健課

### 1 目的・背景

介護人材を着実に確保していくため、福祉系高校に通う学生への修学資金貸付や、他業種で働いていた方等への介護分野就職支援金の貸付を実施する。

### 2 事業概要

#### (1) 福祉系高校修学資金貸付事業

福祉系高校に通う学生に対し、返済免除付き貸付を実施

- ① 修学準備金（入学金を除く） 3万円（初回に限る）
- ② 介護実習費 3万円（年額）
- ③ 国家試験受験対策費用 4万円（年額）
- ④ 就職準備金 20万円（就職する場合及び最終回に限る）

#### (2) 介護分野就職支援金貸付事業

他業種で働いていた方等に対し、介護分野への就職の際の返済免除付き貸付を実施  
貸付額（上限） 20万円

### 3 事業費

151,985千円

(財源内訳) (千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	151,985	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

### 4 事業効果

若者や幅広い人材の介護分野への参入促進により、介護人材の確保が図られる。

# 新訪問等の充実による自立相談支援強化事業

福祉保健課

## 1 目的・背景

就職期の経済状況により不安定就労を余儀なくされた就職氷河期世代をはじめ長期間就労していない者や社会的に孤立している生活困窮者等は、課題を抱えながらも社会との関係が希薄になるなど、必ずしも支援を受けているわけではないため、地域で支援を必要としている方を積極的に掘り起こし、早期に支援につなげる。

## 2 事業概要

郡部の自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を3名配置することにより、課題を抱えた生活困窮者等の自立に向けて、以下の支援を実施する。

(支援内容)

- ・ 町村役場や民生委員等と情報共有を行い、支援を必要としている生活困窮者等の掘り起こしを実施
- ・ 支援対象者を訪問し、本人が抱える課題に応じた支援内容の提案
- ・ 町村役場や支援団体等の関係機関へ同行することにより、支援事業への参加を促進

## 3 事業費

7,920千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
7,920	0	0

## 4 事業効果

地域に潜在する支援ニーズを的確に把握するとともに、支援対象者一人ひとりのニーズに応じた支援を実施することが可能となり、早期に自立に向けた支援につなげることができる。

# 新生活困窮者等就労準備支援事業

福祉保健課

## 1 目的・背景

就職期の経済状況により不安定就労を余儀なくされた就職氷河期世代をはじめ長期間就労していない者や社会的に孤立している生活困窮者等に対して、生活リズムの改善や就労意欲の向上を図ること等を目的に、就労に向けた準備となる就労体験や就労訓練を実施する。

また、県全域での事業実施を目指して、各市と広域実施に向けた協議検討を行う。

## 2 事業概要

就労体験や就労訓練を組み込んだ就労準備支援プログラムにより以下の支援を行う。

### (1) 日常生活自立に関する支援

身だしなみや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取等について助言・指導を行い、適切な生活習慣を身に付けるよう支援する。

### (2) 社会生活自立に関する支援

朝礼・終礼の実施、挨拶の励行、基本的コミュニケーション能力の形成等について助言・指導を行い、社会的能力を身に付けるよう支援する。

### (3) 就労自立に関する支援

模擬面接、ビジネスマナー講習、職種の適性診断、企業等での就労体験・就労訓練を行い、一般就労に必要な能力の向上を支援する。

### (4) 広域実施に向けた支援

郡部と周辺市をあわせた広域で事業を実施するため、仕様書や契約書等の必要なルール作りを行う。

## 3 事業費

5,473千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
3,780	0	1,693

## 4 事業効果

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等の社会参加、就労再開等に向けた能力向上により、日常生活自立、社会生活自立、就労による経済的自立が図られる。

また、広域で事業実施することによって支援対象者の就労体験等の選択肢が広がり、事業効果をさらに高めることができる。

# 新生活困窮者等の就労体験・就労訓練先開拓事業

福祉保健課

## 1 目的・背景

生活困窮者等就労準備支援事業の支援対象者が利用する就労体験・就労訓練の受入先となる企業等の開拓を行うことにより、就労支援の充実を図る。

## 2 事業概要

### (1) 就労体験・就労訓練の受入先の開拓

地域の社会福祉法人や障がい者雇用を積極的に行う等、社会貢献に尽力している企業等を中心に訪問し、就労体験・就労訓練の受入先を開拓する。

### (2) 支援メニューの提案

開拓した企業等に対し、支援対象者のニーズに合わせた支援メニューを提案する。

### (3) 受入時の調整

開拓した企業等において、就労体験・就労訓練が円滑に行われるようにするため、就労支援対象者の初回受入れを行う際に同行し、開拓した企業等側と利用者側との調整を行う。

### (4) 開拓した企業等の情報共有

就労体験・就労訓練の受入先として開拓した企業等の活用が図られるよう、県内の自立相談支援機関と情報共有を行う。

## 3 事業費

6,995千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
6,995	0	0

## 4 事業効果

市町村の枠を超えて開拓した企業等の情報を共有することができるとともに、就労体験・就労訓練の受入先の選択肢が広がることで、就労支援対象者のニーズに応じた支援が可能となる。

# 新地域で支える子どもの居場所づくり支援事業

福祉保健課

## 1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が外出を控え、多くの子ども食堂や学習支援団体が活動を縮小・停止したため、新しい生活様式の実践及び事業運営に必要な資材等の購入費を補助することにより、子どもたちが安心して利用できる環境の整備及び事業運営の安定化を図る。

## 2 事業概要

子どもの学習支援を行う団体や子ども食堂・フードバンク等の運営を行う団体を対象に、消毒液、マスク、フェイスガードなど新しい生活様式の実践に必要な資材等や弁当容器、箸、スプーン等の使い捨て資材の購入補助を行う。

(補助率10/10、上限5万円)

## 3 事業費

5,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	0	5,000

※ 一般財源：新型コロナ宮崎復興応援寄附金

## 4 事業効果

新しい生活様式の実践によって感染リスクを低減し、安心して利用できる環境を整備することにより、これまで利用を自粛していた子どもたちの利用が促進されるとともに、新型コロナの影響を受けている運営団体の安定的な事業運営が図られる。

# ②みやぎきの福祉を支える、ひなたの人材確保推進事業

福祉保健課

## 1 目的・背景

将来の福祉の担い手として期待される若年層等と本県への移住・U I J ターン希望者に対し、福祉の仕事への理解を深める取組を行い、福祉分野への進路選択や就業を推進することにより、県内の社会福祉事業等従事者の確保を図る。

## 2 事業概要

### (1) 福祉の仕事キャリア教育連携事業

福祉関係者と連携し、小学生から高校生まで各世代に応じた出前講座を実施する。  
また、高校生以上の学生を対象に、福祉分野選択のための事業所見学会を開催する。

### (2) 福祉人材U I J ターン強化事業

各福祉事業所を紹介する冊子及びホームページを作成し、本県への移住・U I J ターン希望者に対し、冊子を県外の移住相談支援センターや就職支援コーディネーター等を通して配布する。

## 3 事業費

9, 101 千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	そ の 他	一 般 財 源
0	9,101	0

※ そ の 他：地域医療介護総合確保基金

## 4 事業効果

若年層等や移住・U I J ターン希望者の福祉の仕事に対する理解が深まり、福祉分野への進路選択や就業が促進されることで、福祉人材の確保につなげることができる。

# 改 「いのちをつなぐ」「地域で支える」自殺対策推進事業

福祉保健課

## 1 目的・背景

自殺のリスクに応じた段階毎の「いのちをつなぐ」取組の充実に加え、地域福祉の視点を踏まえた「地域で支える」取組を実施することにより、総合的かつ包括的な自殺対策を展開し、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進する。

## 2 事業概要

### (1) 「いのちをつなぐ」取組

「基盤の強化」から「一次」、「二次」、「三次」予防の段階毎の自殺対策を実施する。

- ① 基盤の強化・・・県自殺対策推進協議会の運営等
- ② 一次予防・・・自殺予防等に関する普及啓発、様々な職を対象とする人材養成等  
※ 悩みを抱えた方々に対して、悩みを相談する環境があること、その環境を誰でも利用できることを周知するため、各種メディア等を活用した普及啓発を強化する。  
※ 新たな取組として、働き盛り世代の中高年が不安を抱く経済問題を取り扱う司法関係団体等を対象とした「ゲートキーパー」養成等に取り組む。
- ③ 二次予防・・・かかりつけ医と精神科医との連携、相談窓口の整備等
- ④ 三次予防・・・自殺未遂者支援、自死遺族支援等

### (2) 「地域で支える」取組

住民が世代や障がいなどの垣根を越えて地域活動を展開する中で、「生きがい」や「自己有用感」の醸成、地域の見守りの強化を図るため、市町村等と連携しながら、地域のキーパーソンの育成や居場所づくりを支援する。

## 3 事業費

44,151千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
28,295	0	15,856

## 4 事業効果

全ての世代や地域において、自殺者の減少が期待できるとともに、地域のつながりの強化や活性化が促進され、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりが推進される。

# ⑧ 自殺対策セーフティネット強化推進事業

福祉保健課

## 1 目的・背景

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方に対し、対面等による相談支援体制を拡充するとともに、特に自殺者数が増加している女性や若者を対象とした啓発等の情報発信を行うことにより、自殺を防止するための対策の強化を図る。

## 2 事業概要

自殺対策ワンストップ相談会の複数回開催など相談体制の拡充を図るとともに、女性や若者を対象とした情報発信や啓発を強化する。

## 3 事業費

11,450千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
11,450	0	0

## 4 事業効果

相談体制の充実や広報の強化を図ることで、自殺リスクを抱える方を適切な相談機関へつなげることにより、自殺の防止が図られる。

# 新医師の働き方改革推進事業

医療薬務課

## 1 目的・背景

医師の離職防止・県内定着を推進するため、過酷な勤務環境となっている医療機関の労働時間短縮に向けた取組を支援するとともに、女性医師等の仕事と家庭の両立、復職等を支援する。

## 2 事業概要

### (1) 地域医療勤務環境改善体制整備事業

救急医療など地域医療に特別な役割があり、かつ勤務医の負担軽減及び処遇改善に資する計画を定める医療機関の労働時間短縮に向けた取組を支援

### (2) 女性医師等就労支援事業

- ・ 医療機関の管理者、医学生向けのワークライフ・バランス啓発セミナーの開催
- ・ 仕事と家庭の両立に関する相談窓口の設置
- ・ 女性医師の当直免除等に取り組む医療機関への支援
- ・ 女性医師の復職に向けた研修受講等への支援

### (3) 保育支援サービスシステム事業

宮崎県医師会が実施する子どもの一時預かり等の保育支援サービスへの支援

## 3 事業費

95,569千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	95,569	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

## 4 事業効果

医師の労働時間短縮や女性医師等の仕事と家庭の両立等を支援することで、勤務環境改善による離職防止・県内定着が図られる。

# ①新特定行為に係る看護師の研修制度推進事業

医療薬務課

## 1 目的・背景

高齢化や人口減少が進む中において急性期から在宅医療等まで幅広く支える看護師を養成するため、看護師の特定行為研修制度の周知を図るとともに研修実施の体制整備を支援する。

## 2 事業概要

### (1) 特定行為研修周知事業

- ・ 特定行為研修制度への理解を深めるための研修会や先進地視察の実施
- ・ 研修制度の活用・推進に関する検討会の開催

### (2) 特定行為研修支援事業

指定研修機関や研修協力施設として研修を実施するための準備を行う医療機関等へ支援する。

### (3) 特定行為指定研修施設整備事業

指定研修機関として研修室等の新設等が必要な医療機関等へ支援する。

## 3 事業費

20,011千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
6,760	13,251	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

## 4 事業効果

特定行為研修を受講しやすい環境が整うことにより、特定行為研修修了者が増加し、医療の質や安全の確保、医療従事者の働き方改革につながる。

# 改市町村国保レセプトデータ等活用支援事業

国民健康保険課

## 1 目的・背景

国民健康保険法において、県は、市町村が行う保健事業に関して、市町村相互間の連絡調整、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めることとされている。

このため、レセプトデータ等の分析を通じて地域ごとの健康課題を明確にし、市町村が地域の課題に応じた効果的な保健事業計画を立案・実施できるよう支援する。

## 2 事業概要

### (1) レセプトデータ等分析・活用事業

レセプトデータ等の分析を通じて市町村の健康課題を明確にし、市町村が地域の課題に応じた保健事業計画を立案・実施できるよう支援する。また、分析結果の活用法に関する市町村担当者向けの研修会等を開催する。

### (2) 糖尿病性腎症重症化予防事業

二次医療圏ごとに医師を中心とした多職種連携体制を構築し、糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、糖尿病連携手帳の活用に関する医師向け研修会を開催するとともに、多職種勉強会を実施する。

### (3) 適正服薬推進事業

市町村が行う重複服薬者等に対する保健指導を支援し、適正服薬による健康保持及び医療費適正化を推進するため、市町村保健師と共に訪問指導を行う薬剤師を派遣する。

## 3 事業費

175,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
175,000	0	0

## 4 事業効果

分析結果を活用した事業の企画や保健事業に携わる人材の育成を推進することにより、健康寿命の延伸や医療費の適正化、財政基盤の強化が図られる。

# 改介護施設等感染拡大防止対策支援事業

長寿介護課

## 1 目的・背景

介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ウイルスが外に漏れないようにするための陰圧装置の設置や、多床室の個室化改修等を支援する。

## 2 事業概要

(1) 簡易陰圧装置設置支援（補助率 定額、上限1台あたり4,320千円）

ウイルスが外に漏れないよう、陰圧装置の設置に必要な経費を補助する。

(2) 換気設備設置支援（補助率 定額、上限1㎡あたり4千円）

定期的な換気ができるよう、換気設備の設置に必要な経費を補助する。

(3) 多床室の個室化改修支援（補助率 定額、上限定員1人あたり978千円）

居室を空間的に分離するため、多床室の個室化改修に必要な経費を補助する。

## 3 事業費

264,846千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
48,000	216,846	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

## 4 事業効果

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を支援することにより、重症化リスクが高いとされている高齢者が安心して介護サービスを受けることができる。

# 新外国人介護人材確保対策事業

長寿介護課

## 1 目的・背景

外国人介護人材の採用促進のため、事業者向けのセミナーを開催するとともに、採用された外国人材が円滑に定着できるようにするため、介護施設等での環境整備に必要な経費を補助することで、介護人材の確保を図る。

## 2 事業概要

### (1) 外国人介護人材受入セミナーの開催

外国人材を受け入れる予定の介護事業者等に対し、外国人受入制度や採用の具体的な手続き等に関するセミナーを開催する。

### (2) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業（補助率 2 / 3 以内）

外国人材を受け入れる介護施設等に対し、人材の円滑な定着を支援するため、多言語翻訳機や資格取得に必要な教材の購入等に必要な経費を補助する。

## 3 事業費

3, 206 千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	3,206	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

## 4 事業効果

セミナーの開催によって外国人介護人材の採用を促進するとともに、環境整備事業によって外国人介護人材が円滑に定着できるようになることにより、介護人材の確保が図られる。

# ⑧福祉系高校と連携した中学校への介護の魅力発信事業

長寿介護課

## 1 目的・背景

福祉系高校生を将来の有望な介護人材と捉え、より多くの中学生が福祉系高校へ進学し、介護現場へと就職する好循環を生み出すため、中学生を対象に介護の魅力を発信する。

## 2 事業概要

### (1) 高校生による介護の魅力発信

中学生を対象として、介護、認知症などの理解、高校での学び等についてのプレゼンテーション等を実施する。

### (2) 介護の魅力体験活動

中学生を対象として、認知症VR体験、介護ロボット体験、高校生による介護技術のレクチャーを実施する。

## 3 事業費

1, 591千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	1,591	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

## 4 事業効果

福祉系高校を目指す中学生を増やすとともに、介護の魅力を他者に伝えるという高校生自身の経験が、介護の仕事を選択する契機となることで、将来本県の介護現場で中核を担う介護人材の育成・確保につながる。

# ⑧新人介護職員定着支援事業

長寿介護課

## 1 目的・背景

介護関係職種では、勤続3年未満での離職者が全体の約6割を占め（令和元年度介護労働実態調査）、新人介護職員定着に向けた対策が急務である。

そこで、本県の将来を担う介護人材の定着を図るため、概ね入職3年以内の介護職員及び介護事業所の新人育成担当者向けの研修を実施する。

## 2 事業概要

### (1) 新人介護職員交流研修

概ね入職3年以内の介護職員を対象に、モチベーション向上や、事業所の垣根を超えた職員同士のネットワーク構築を目的とした交流研修を実施する。

### (2) 新人育成担当者（若手先輩介護職員）向け研修

若手先輩介護職員によるフォロー体制構築を目的とした内容の研修を実施する。

## 3 事業費

5,137千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	5,137	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

## 4 事業効果

新人介護職員を対象とした事業所の枠を超えたつながりづくりや、各職場における定着のための体制整備を支援することで、早期離職防止が図られる。

# ⑧介護施設等防災・減災対策強化事業

長寿介護課

## 1 目的・背景

介護施設等における非常用自家発電設備や給水設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修を支援することにより、災害時でも介護サービスを継続して提供できる環境を整備する。

## 2 事業概要

(1) 非常用自家発電設備・給水設備の整備支援（補助率 3／4以内）

災害による停電・断水時にも施設機能を維持できるよう、非常用自家発電設備や給水設備の整備に要する経費を補助する。

(2) 介護施設等の安全対策の強化（補助率 3／4以内）

ブロック塀の倒壊等を防ぐため、介護施設等の安全上対策が必要なブロック塀等の改修に要する経費を補助する。

## 3 事業費

123,406千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
82,271	41,135	0

※ その他：大規模災害対策基金

## 4 事業効果

介護施設等における防災・減災対策を強化することで、災害時でも介護サービスを継続して提供できるようになり、利用者等の安全・安心が確保される。

# ㊦障害福祉サービス従業者養成研修事業

障がい福祉課

## 1 目的・背景

相談支援専門員やサービス管理責任者等の人材を養成し、新規従業者の担い手を増やすとともに、スキルアップを図ることによって、指定障害福祉サービス等の安定供給及び障がい者等の生活の向上等に資する。

## 2 事業概要

### (1) 相談支援従事者研修

相談支援専門員の養成、資格更新、資質向上のための研修を実施。

### (2) サービス管理責任者等研修

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成、資格更新、資質向上のための研修を実施。

※国の研修制度の見直しに伴い、令和3年度からサービス管理責任者等になるための研修に新たに「実践研修」を追加するとともに、資質向上のための研修を追加する。

## 3 事業費

6,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
3,000	0	3,000

## 4 事業効果

国の研修制度に沿った、より質の高い相談支援専門員やサービス管理責任者等が養成される。

# ㊦障がい者工賃向上等支援事業

障がい福祉課

## 1 目的・背景

障害者総合支援法における就労継続支援事業所で働く障がい者に支払われる工賃向上等を図るため、事業所に対して中小企業診断士等で構成する工賃向上等支援チームの派遣や事業所が製作した商品の共同販売等を実施する。

## 2 事業概要

(1) 中小企業診断士や企業経営者等で構成する工賃向上等支援チームを事業所へ派遣し、売上向上、経費見直し、製品開発等に関するアドバイスを実施。

※支援先を7事業所から10事業所に拡大

(2) 事業所の管理者等を対象とした工賃向上等のためのマネジメント等に関する研修会を開催。

(3) 各事業所が製作した商品等をイベント等での共同販売やネット販売を行うとともに、一般企業等からの受注拡大のためのスキルアップ研修等を実施。

## 3 事業費

8,567千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
4,283	0	4,284

## 4 事業効果

就労継続支援事業所に対して、製作された商品等の販路拡大や新たな事業展開等の取組を支援することにより、事業所で働く障がい者の工賃向上等が図られる。

# ⑧医療的ケア児等一時保護事業

障がい福祉課

## 1 目的・背景

在宅の医療的ケア児や重症心身障がい児の保護者から、自分が新型コロナウイルスに感染した場合に、自分以外に介護者がいない子ども達への心配の声があがっている。これらに対応するため、こども療育センター（以下「センター」という。）が子ども達の受入れを行う。

## 2 事業概要

センターが、関係医療機関から看護師等の派遣を得ながら受入れを行うため、派遣された看護師等に必要な経費を支給する。

- (1) 開設場所 感染症対策用の病室
- (2) 病床数 3床（個室）
- (3) 開設形態 事案発生時に開設し、24時間対応
- (4) 人員体制 センターの医師・看護師及び国立病院機構宮崎病院の看護師等
- (5) 受入れ対象像 濃厚接触者であり自力歩行等が困難な医療的ケア児等



## 3 事業費

2,604千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	0	2,604

※ 一般財源：新型コロナ宮崎復興応援寄附金

## 4 事業効果

在宅の医療的ケア児や保護者等の安心した暮らしの確保が図られる。

# ㊦殺処分ゼロに向けての動物愛護センター機能強化事業

衛生管理課

## 1 目的・背景

第3次宮崎県動物愛護管理推進計画の施行（令和3年4月予定）に当たり、動物愛護の中核拠点である動物愛護センターの機能（譲渡の促進、啓発等）を強化することで、同計画が目標とする「人と動物が真に共生する地域社会」の実現に寄与し、究極目標である殺処分ゼロを目指す。

## 2 事業概要

### (1) 負傷動物等の治療強化

動物愛護センターの収容動物に対する治療体制を強化し、譲渡促進を図る。

### (2) 地域猫活動の推進

動物愛護センターでの野良猫の不妊去勢手術頭数の増加を図り、無秩序な繁殖による①離乳前子猫の保護数削減や②周辺的生活環境の悪化を防止する。

### (3) 動物愛護の啓発強化

イベント企画やインターネットでの情報発信などの動物愛護啓発を強化し、県民の動物愛護思想醸成を推進させる。

## 3 事業費

3,261千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	0	3,261

## 4 事業効果

負傷動物等の治療強化、地域猫活動の推進及び動物愛護の啓発強化により、犬猫の殺処分削減が図られる。

# 新大規模災害等に備えた被災ペットの収容強化事業

衛生管理課

## 1 目的・背景

大規模災害時などにおいて、預け先のないペットと共に飼い主が危険な場所に留まるなどして受ける二次的災害や健康被害を防止するため、動物愛護センター及び動物保護管理所に緊急時の被災ペット等の収容設備を整備する。

## 2 事業概要

大規模災害時に増加が見込まれる被災者からのペットの預かり相談や放浪ペットの保護に備え、災害時用多目的テントを整備するとともに、環境悪化に起因したペットや人の共通感染症のまん延防止のための医療用陰圧テントを整備し、県の収容体制を強化する。

## 3 事業費

6,971千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	6,971	0

※その他：大規模災害対策基金

## 4 事業効果

県の収容設備が強化されることにより、大規模災害時に想定される、ペットの預け先がない飼い主の二次的災害及び健康被害並びに人獣共通感染症による公衆衛生上の危害防止が図られる。

# 新新型コロナ対策「ガイドライン」等普及定着事業

衛生管理課

## 1 目的・背景

飲食店等での感染や感染連鎖の継続によるクラスター発生を防ぐため、食品衛生協会等と連携し、ガイドラインの普及・定着を推進するとともに、県民に対し「新しい生活様式」の定着・促進を図ることで、飲食店等営業者や県民の意識向上を図る。

## 2 事業概要

### (1) ガイドラインの普及・定着

食品衛生協会指導員が、4～6月に約1万か所の営業施設を巡回し、チェック表に基づいてガイドラインの遵守状況の確認及び指導を実施する。

### (2) 「新しい生活様式」等定着・促進

令和2年度の状況を踏まえ、大型連休、お盆及び年末に焦点を当てて、テレビCMの放映、新聞広告等により、県民及び飲食店等営業者に対する感染防止意識の向上を図る。また、感染防止チラシ、のぼり旗等を作成し、市町村の感染防止対策を支援する。

## 3 事業費

52,178千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
52,178	0	0

## 4 事業効果

新型コロナウイルス感染症対策への意識が向上し、感染拡大防止が図られる。

# 新アレルギー疾患医療提供体制整備事業

健康増進課

## 1 目的・背景

平成27年に施行された「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療提供体制を整備する。

## 2 事業概要

### (1) アレルギー相談窓口の設置

アレルギー疾患医療拠点病院を選定し、県内医療機関からの相談等に対応する。

### (2) アレルギー疾患医療連絡協議会の設置

本県のアレルギー疾患の実情を継続的に把握し、拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等、本県の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進を図るため、アレルギー疾患医療連絡協議会を設置する。

### (3) 研修会の開催や普及啓発の実施

医療従事者や教育関係者等のアレルギーに関する知識、技術力の向上のための研修会の開催や、県民がアレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、重症化の予防や症状の軽減に必要な注意を払えるよう普及啓発を行う。

## 3 事業費

3, 220千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
1,610	0	1,610

## 4 事業効果

本県におけるアレルギー疾患医療提供体制を整備することにより、アレルギー疾患医療全体の質の向上が図られる。

# ⑧アレルギー専門医等育成による小児医療支援事業

健康増進課

## 1 目的・背景

アレルギー疾患医療においては、食物アレルギーへの対応など、小児科分野において高い専門性が求められる。

本県におけるアレルギー医療提供体制を整備するにあわせて、医師が一般社団法人日本アレルギー学会が認定する専門医を目指すきっかけを作り、アレルギー疾患を抱える小児に対応できる医師の増加を図る。

## 2 事業概要

アレルギー分野の基礎的な研修会・講習会に医師を派遣する。

## 3 事業費

3,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	3,000	0

※ その他：地域医療介護総合確保基金

## 4 事業効果

アレルギー疾患を抱える小児に対応できる医師が増えることにより、小児医療の充実及び小児科医師の負担軽減につながるとともに、アレルギー分野の研修等を受けた医師や、他県に比べて少ないアレルギー専門医が増えることにより、本県のアレルギー疾患医療の質の向上が図られる。

# ②愛の予防接種助成事業

健康増進課

## 1 目的・背景

予防接種は、感染症対策として最も基本的かつ効果的な対策の一つであり、生命と健康を守る重要な手段であることから、任意の予防接種の費用を助成することにより、次代を担う子ども達を感染症の合併症や後遺症から守る。

## 2 事業概要

任意ワクチンの接種費用を助成する市町村に対する補助を行う。

### (1) 対象ワクチン

おたふくかぜワクチン

三種混合ワクチン

### (2) 実施主体

市町村

### (3) 補助率

1 / 3 以内

## 3 事業費

15,783千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	0	15,783

## 4 事業効果

任意予防接種の助成を実施することにより保護者の経済的負担が軽減され、被接種者数が増えることにより、感染症の重症化予防・流行の抑制が図られる。

# ②生涯を通じた予防・健康づくり推進事業

健康増進課

## 1 目的・背景

若い世代・働く世代・高齢者の各ライフステージの特性に応じて、生涯を通じた切れ目のない健康づくりの推進を図り、県民の健康寿命の延伸の実現を目指す。

## 2 事業概要

### (1) 若い世代の健康づくり

栄養バランスの定着を図るため、管理栄養士養成施設と連携した実践支援活動を行い、同世代への普及啓発を行う。

### (2) 働く世代の健康づくり

県内企業等における健康経営の推進を図るため、民間企業（包括連携協定企業等）と連携した食環境整備、協会けんぽと連携した健康宣言事業所への個別指導及び研修会の開催、健康経営に積極的に取り組む企業等を表彰する健康長寿推進企業等知事表彰を行う。

### (3) 高齢者の健康づくり

フレイル予防を推進するため、配食サービス実施施設への指導による食環境整備や、通いの場等への専門職派遣及び健康教育を行う。

### (4) 全ライフステージの健康づくり

全ライフステージを通じた予防・健康づくりの推進を図るため、健康長寿社会づくり推進会議の開催や健康フェスタでの普及啓発を行う。また、九州・山口各県健康寿命延伸対策プロジェクトにおける九州健康増進チャレンジデーを実施する。

## 3 事業費

5, 268千円

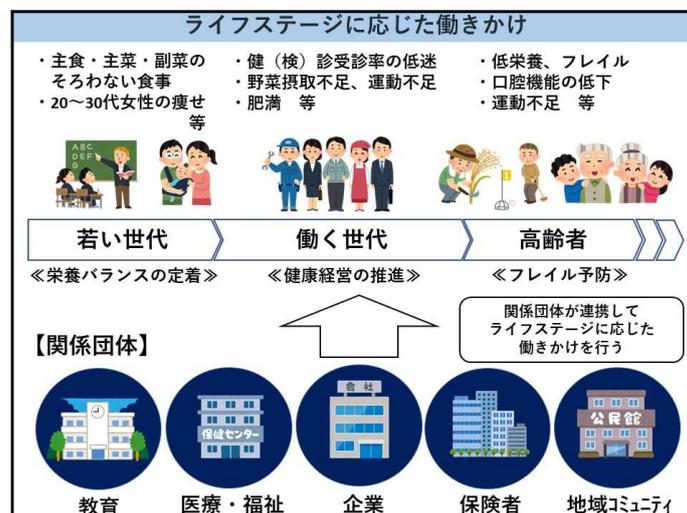
(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
1,215	0	4,053

## 4 事業効果

ライフステージに応じた働きかけを行うことで、県民の健康づくりのための行動変容及び生活習慣の定着が図られる。



# 新不妊治療支援環境づくり事業

健康増進課

## 1 目的・背景

不妊治療支援に係る国の方針等を踏まえ、不妊治療費等の経済的負担に対する積極的支援策に合わせて、不妊治療の当事者を温かく見守り、応援していこうとする社会的機運を醸成するための啓発を行う。

## 2 事業概要

- (1) 地域や職場、若い世代など、広く県民を対象にした、様々なメディア・手法による不妊治療等に関する啓発
- (2) 他のライフステージ（結婚、子育て等）に係る関係施策と連携した一体的な啓発

## 3 事業費

6,300千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	6,300	0

※ その他：人口減少対策基金

## 4 事業効果

社会的機運の醸成により不妊治療を希望する夫婦が安心して治療を受けられる環境づくりに寄与し、少子化の改善に資する。

## 不妊治療支援に係る国の中・長期的方針等

### ◎第4次少子化対策大綱

- ・相談体制の強化
- ・経済的負担の軽減
- ・仕事との両立のための職場環境の整備

### ◎全世代型社会保障改革の方針

- ・令和4年度からの保険適用実施
- ・不妊治療助成制度の大幅拡充(保険適用までの間)
- ・仕事との両立に関する社会的機運の醸成の推進等

## あったか「ひなた」不妊治療応援パッケージ

－本県における今後の不妊治療支援－

### 1 経済的負担に対する積極的支援

#### ○不妊治療費等助成事業

##### ①特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に係る費用助成【拡充】

〔所得制限〕

夫婦合算の所得730万円未満 → 撤廃

〔助成額〕

1回15万円(初回のみ30万円) → 1回30万円

〔助成回数〕

生涯で通算6回まで → 1子ごと6回まで(不妊治療で出生した場合、回数リセット)

##### ②男性不妊治療費助成【拡充】

特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療に係る費用助成 → ①と同様の拡充

##### ③不育症治療費助成【継続】

不育症の治療に係る費用助成

##### ④市町村一般不妊治療費助成事業補助金【継続】

一般不妊治療への費用助成を実施する市町村への一部補助

### 2 社会全体で応援していく機運の醸成

#### ○不妊治療支援環境づくり事業【新規】

広く県民を対象にした様々なメディア・手法による啓発の実施等



### 3 若年世代への早期啓発の推進

#### ○健やか妊娠サポート事業【改善】

結婚前後の20～30代等を対象に、妊娠・不妊に関する啓発セミナー等の実施

### 4 相談体制の充実

#### ○健やか妊娠サポート事業

－不妊専門相談センター【継続】

不妊専門相談センター「ウイング」での相談支援

### 5 不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備

(職場環境整備に取り組む中小企業向け助成金等)  
宮崎労働局と連携・協力した事業主の取組促進

# ⑧新型コロナウイルスワクチン接種に係る啓発相談事業

健康増進課

## 1 目的・背景

円滑に県民へのワクチン接種が実施されるように、専門的相談体制の確保や情報発信を行う。

## 2 事業概要

### (1) 相談窓口対応

ワクチン接種のための市町村支援、流通調整等の広域調整、医療従事者等への接種体制の確保を行うとともに、専門的相談体制を確保する。

### (2) 県民への情報発信

円滑にワクチン接種を実施するため、県民への広報活動を行う。

## 3 事業費

35,914千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
35,914	0	0

## 4 事業効果

専門的相談体制の確保や広報活動を行うこと等により、県民が安心してワクチン接種を受けることができる。

# 改みやざき結婚サポート事業

こども政策課

## 1 目的・背景

少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の進行を踏まえ、「みやざき結婚サポートセンター」の運営を通じて、会員制のマッチングシステムを使用した、結婚を希望する男女に対する1対1の出会いをサポートする。

## 2 事業概要

### (1) AIが繋ぐ結婚サポート事業

「みやざき結婚サポートセンター」に新しいマッチングシステムを導入し、AIによる相性のいい相手紹介や、スマートフォン等による時間や場所を問わない相手検索を可能にするとともに、相談体制及び広報活動を強化する。

### (2) 九州地域戦略会議次世代育成プロジェクトチーム事業

九州地域戦略会議の第2期九州創生アクションプランにおける結婚・子育てに係る事業を九州・山口で広域的に実施する。

## 3 事業費

61,676千円

(財源内訳)

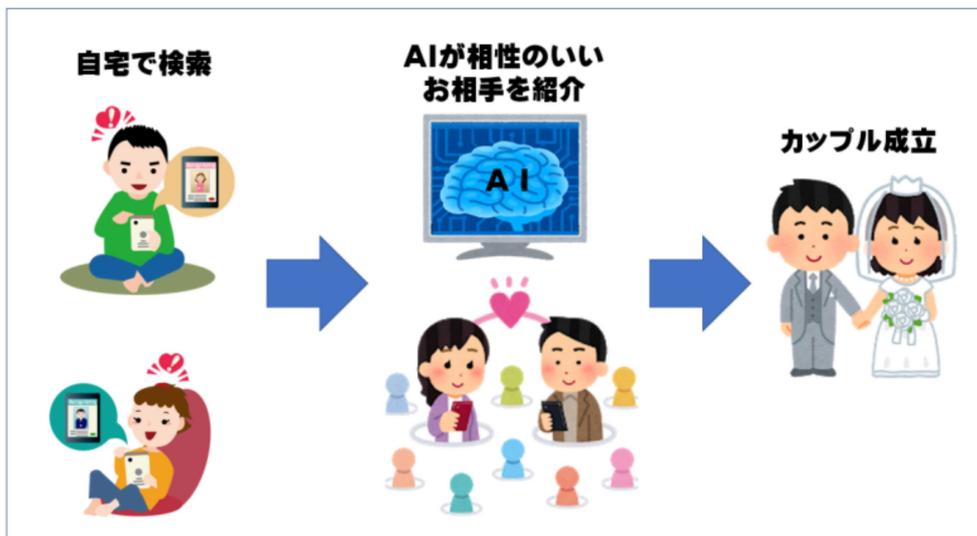
(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
30,338	7,500	23,838

※ その他：人口減少対策基金

## 4 事業効果

時間や結婚サポートセンターからの距離に左右されずに婚活ができ、相性のいい相手と出会いやすくなることにより、会員の利便性や満足度が向上し、新規会員数及びカップル成立数が増えて出生数の増加につながる。



# ㊦未来みやざき子育て県民運動推進事業

こども政策課

## 1 目的・背景

子どもと子育て家庭を社会全体で応援する「未来みやざき子育て県民運動」により、地域や企業と一体となって子どもや子育て家庭に対するライフステージに応じた切れ目のない支援を多面的に展開し、誰もが安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感じられる社会を実現する。

## 2 事業概要

### (1) 子育て情報発信事業

子育て応援サイト「すくすくみやざき」や、民間事業者の発信力を活用して情報を発信する。

### (2) 子育て応援フェスティバル開催事業

子育て支援情報の発信と子育て支援団体の連携促進のためのイベントを開催する。

### (3) 多様な子育て環境づくり支援事業

子育て支援に取り組む様々な団体の活動に補助を行い、県内各地での多様な取組を促進する。

### (4) 子育て応援カード事業

妊婦や子どものいる世帯が子育て応援カードを協賛店に提示して割引等のサービスを受けられる仕組みを推進する。

### (5) ライフデザイン事業

高校生や大学生等に結婚や子育てを含めた人生設計を考える機会を提供する。

### (6) 夫婦の子育て宣言事業

夫婦が子育てや家事に対する考えを共有する機会を提供し、父親の家事育児参画を進めることで、夫婦協働による子育てを推進する。

## 3 事業費

14,247千円

(財源内訳)

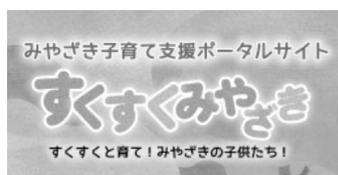
(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
2,956		11,291

## 4 事業効果

ライフステージに応じた切れ目のない支援を多面的に展開し、安心して結婚・出産・子育てができる環境を整備することにより、出生率の向上を図っていく。

子育て応援サイト



子育て応援フェスティバル



子育て応援カード



# 新社会的養護自立支援強化事業

こども家庭課

## 1 目的・背景

児童養護施設から退所を控えた児童や退所した児童等を対象に、就職や進学などの状況に応じ必要な支援を実施することにより、社会的自立の促進を図る。

また、就職等に伴う身元保証人や未成年後見人に対する損害賠償保険料等の補助を行うことで、親権を行う者がいない児童等の権利擁護の促進を図る。

## 2 事業概要

### (1) 退所児童等アフターケアセンター設置運営事業

生活面や就労の相談対応、アパート契約など各種手続の講習会、就職活動の支援、個別面接によるキャリア教育など退所後の生活全般を支援する。

### (2) 身元保証人確保対策事業

就職や進学、アパート等を賃借する際に、児童養護施設等の施設長が身元保証人となった場合の損害保険料を支援する。

### (3) 未成年後見人支援事業

児童相談所が必要と認め、家庭裁判所より選任された未成年後見人が必要とする報酬及び損害賠償保険料を支援する。

## 3 事業費

9,082千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
4,541	0	4,541

## 4 事業効果

保護者などから、経済的・精神的な支援を受けることができない児童等が、生活技術の習得はもとより、学校や職場での人間関係などの様々な困りごとを相談でき、支援を受けることができる体制の確保等を図ることで、将来の円滑な自立に結びつけることができる。

# 新協働によるひとり親家庭応援事業

こども家庭課

## 1 目的・背景

仕事と子育てを一人で担うひとり親家庭は、新型コロナの影響により、経済面をはじめ様々な面で大きな影響を受けているが、このような県内のひとり親家庭を応援するため、民間ならではのきめ細やかな取組に対して支援を行う。

## 2 事業概要

民間団体からひとり親家庭支援に関する提案を募集し、今後の広がりが期待できる、モデル的な提案に対する補助を行う。(補助率 定額、上限：500千円)

## 3 事業費

2,500千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	0	2,500

※ 一般財源：新型コロナ宮崎復興応援寄附金

## 4 事業効果

多様な主体との協働を通して、ひとり親家庭への支援に対する社会的気運の醸成や、団体活動の活性化、広域的・分野横断的なネットワーク形成などを図ることにより、当該団体の活動を通じたきめ細やかな支援を促進する。



## 【特別議案】

### 議案第22号

## 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

医療薬務課薬務対策室

### 1 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の一部改正により、薬局の機能に関する認定制度が設けられたことに伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

(1) 新たに定義された「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」について、それぞれの薬局認定に係る申請手数料を新設する。

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| ・ 地域連携薬局認定申請手数料     | 11,000円 |
| ・ 専門医療機関連携薬局認定申請手数料 | 11,000円 |

(2) 条例中に引用している医薬品医療機器等法の引用条項の変更等を行う。

### 3 施行期日

(1) 令和3年6月1日

地域連携薬局等の薬局認定に係る申請手数料の新設

(2) 令和3年8月1日

条例中に引用している医薬品医療機器等法の引用条項の変更

#### ※ 参考

- ・ 薬局の機能に関する認定制度は令和3年8月1日から施行。
- ・ 施行前から申請が可能であるため、その手数料を新設するもの。
- ・ 医薬品医療機器等法の一部改正法の施行にあわせて条例中に引用している引用条項を変更。

# 特定の機能を有する薬局の認定

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

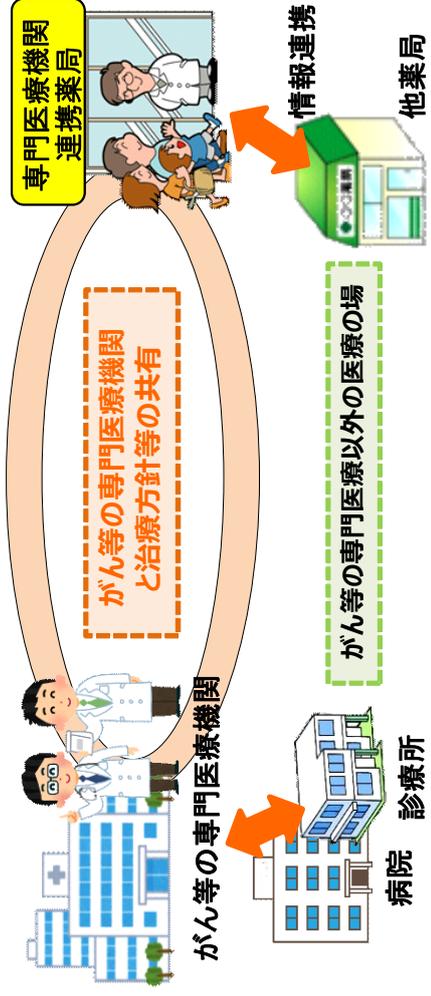
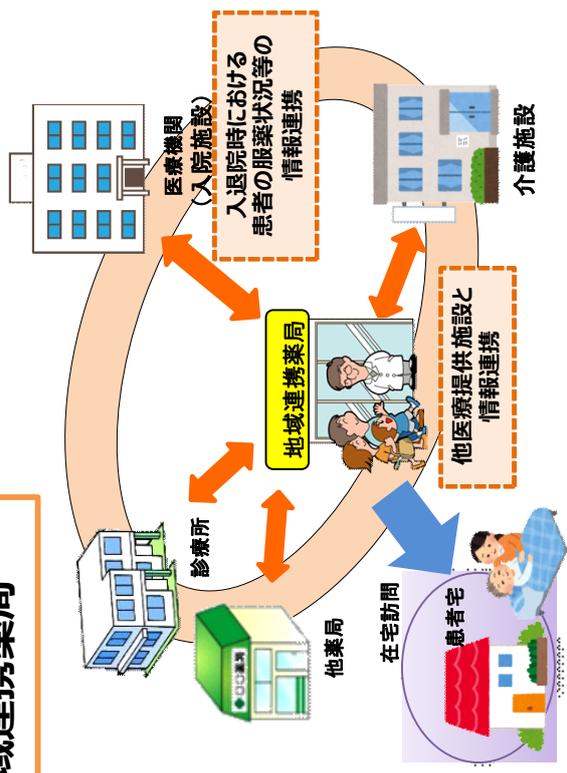
- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

## 地域連携薬局

## 専門医療機関連携薬局



### 〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時力ンアレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

### 〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。

## 議案第22号

### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

長寿介護課

#### 1 介護支援専門員実務研修受講試験手数料

##### (1) 改正の理由

試験監督体制及び受験資格書類審査等に要する経費の増加に伴い、所要の改正を行うもの。

##### (2) 改正の概要

介護支援専門員実務研修受講試験手数料（第3条第143号）  
9,300円→9,800円

##### (3) 施行期日

令和3年4月1日

#### 2 喀痰吸引等研修手数料

##### (1) 改正の理由

喀痰吸引等研修の終了に伴い、所要の改正を行うもの。

##### (2) 改正の概要

喀痰吸引等研修手数料（第3条第144号の11）の削除

##### (3) 施行期日

令和3年4月1日

## 議案第22号

### 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

衛生管理課

#### 1 改正の理由

食品衛生法改正に伴うHACCPの制度化、営業許可制度の見直し、及び食品等取扱条例の廃止等により、各手数料について所要の改正を行うもの。

#### 2 改正の概要

##### (1) 飲食店営業等許可申請手数料及び食品等取扱業登録手数料等

営業許可制度の見直し、及び届出制度の創設により、新たに32許可業種に再編されるとともに食品等取扱条例が廃止される。

これに伴い、飲食店営業等許可申請手数料を改正するとともに、食品等取扱業登録手数料、食品等取扱業登録更新手数料及び食品等取扱業証票等再交付手数料を廃止するもの。

##### (2) 調理師試験手数料

国があらかじめ指定した試験機関に試験事務を委託するため、指定試験機関が定めた手数料と同額に見直すもの。

#### 3 施行期日

(1) 令和3年6月1日

(2) 令和3年4月1日

#### 4 経過措置

飲食店営業等許可申請手数料については、新型コロナウイルス感染症による飲食店等食品関連業者への影響を踏まえ、令和3年5月31日現在において営業を行っている業者について、令和3年度末まで同等の業種における改正前の更新手数料に据え置くこととする。

手数料区分		改正前	改正後
飲食店営業	新規許可の場合	16,000円	17,000円
	許可更新の場合	12,800円	

## 議案第28号

# 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

医療薬務課薬務対策室

### 1 改正の理由

- (1) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の改正に伴い、採血業の許可申請、届出に係る都道府県知事の経由事務が廃止されたため、所要の改正を行うもの。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)の一部改正により、薬局の機能に関する認定制度が設けられた。

当該認定制度の知事の権限に属する事務の一部について、県民の利便性の向上及び事務の効率化を図ることを目的として宮崎市に移譲するための改正を行うもの。

### 2 改正の概要

- (1) 採血業の許可申請届出に係る申請等の受理の移譲事務を廃止する。
- (2) 新たに定義された「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」の認定等に関する以下の事務を追加する。
  - ア 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局（以下、「地域連携薬局等」という。）の認定に係る申請書の受理
  - イ 地域連携薬局等の認定証の書換え交付申請の受理
  - ウ 地域連携薬局等の認定証の再交付申請の受理及び再交付を受けた後、失った認定証を発見したときの認定証の返納の受理
  - エ 地域連携薬局等の認定の取消処分を受けたときや地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局と称することをやめたときの認定証の返納の受理

### 3 施行期日

上記2(1)	公布の日
上記2(2)ア	令和3年6月1日
上記2(2)イからエ	令和3年8月1日



## 議案第28号

# 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例

衛生管理課

### 1 改正の理由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の改正並びにふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）の改正及び食品等取扱条例（昭和26年宮崎県条例第21号）の廃止により、移譲している事務に変更が生じたので所要の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴う移譲事務の追加等

動愛法第21条の5第2項の規定による届出（動物販売者等定期報告届出書）の受理に関すること。

(2) ふぐ取扱条例の改正に伴う移譲事務等の修正

第13条の規定による届出（年次届出）の廃止に伴うもの。

(3) 食品等取扱条例の廃止に伴う移譲事務の廃止

### 3 施行期日

(1)については、公布の日とする。

(2)及び(3)については、令和3年6月1日とする。

## 議案第29号

# 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい 宮崎県づくり条例の一部を改正する条例

障がい福祉課

### 1 改正の理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、引用している条項を改める等、関係規定の改正を行うものである。

### 2 改正の概要

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴う改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、条例に引用している同法の条項に新たな条項が追加されたことに伴い、引用する条項を修正する。

(2) その他所要の改正

所要の文言の整理を行う。

### 3 施行期日

令和3年4月1日（(2)については、公布の日）

## 議案第30号

# 旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を 改正する条例

衛生管理課

### 1 改正の理由

国が定める公衆浴場における衛生等管理要領の改正等により、旅館業及び公衆浴場における衛生管理基準が見直されたこと等を踏まえ、関係規定の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 衛生管理基準の追加

浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置であるろ過器について、これまで「1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること」としていているところ、今回、新たに「適切な方法で生物膜を除去及び消毒すること」を義務づける。

そのほか、貯湯槽、循環配管、シャワー、気泡発生装置等の衛生管理基準を新たに追加する。

#### (2) 衛生管理基準の改正

これまで浴槽水の消毒に用いる遊離残留塩素の濃度を0.2mg/L以上としているところ、0.4mg/L以上に改める。

### 3 施行期日

令和3年7月1日

# 議案第31号

## 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

衛生管理課

### 1 改正の理由

食品衛生法の改正により、営業許可制度が見直され、現行の34業種の統廃合及び新たな許可業種の追加により32業種に再編されたこと等に伴い、食品営業許可施設の基準等の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 施設基準等の変更

食品営業許可施設において、共通する基準及び各業種毎の基準について、厚生労働省令を参酌し変更する。

#### (2) 消毒装置の設置等

水道水等以外の水を使用する場合にあっては、参酌基準によらず、従前のとおり消毒装置を備えることを明記。また、消毒装置を設置しない場合は規則で定める水質検査を行うことを明記する。

### 3 施行期日

令和3年6月1日

## 議案第32号

# ふぐ取扱条例の一部を改正する条例

衛生管理課

### 1 改正の理由

食品衛生法の改正により、ふぐを処理する者及びその処理を行う施設の基準について、必要な規定が整備されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

法改正等に伴い、「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和2年5月1日付け生食発0501第10号）がまとめられたことを踏まえ、次の内容等について改正する。

#### (1) 受験資格

これまで求めていた調理師等の資格要件を廃止する。

#### (2) 遵守事項

ふぐの凍結や解凍方法について、ガイドラインに沿って改正する。

### 3 施行期日

令和3年6月1日

## 議案第33号

# 食品等取扱条例を廃止する条例

衛生管理課

### 1 改正の理由

条例で定める営業登録制度が、食品衛生法の改正による営業許可の見直し及び届出制度の創設に伴い、当該条例を廃止するもの。

### 2 改正の概要

令和3年5月31日までに食品等取扱条例に基づく登録を受けている営業者について、営業届出に移行する営業については、本条例の施行日に食品衛生法第57条第1項の規定に基づく届出をしたものとみなすこととする。

### 3 施行期日

令和3年6月1日

# 議案第40号

## 宮崎県地域福祉支援計画の変更について

福祉保健課

### 1 計画策定の理由

宮崎県地域福祉支援計画は、「社会福祉法」（昭和26年法律第45号）第108条の規定に基づき定めているものであり、現行計画期間（平成28年度～令和2年度）が満了することから、計画の見直しを行い、令和3年度からの第4期計画を策定するものである。

### 2 計画の期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

### 3 計画の骨子

#### （1）基本理念

ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現

#### （2）基本方針

- ・ 「宮崎県総合計画」の部門別計画であり、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の「上位計画」として位置づけるとともに、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携や一体的展開を図る。
- ・ 地域共生社会の実現に向けて、市町村の地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める。

#### （3）基本目標

- ① 地域共生社会の実現に向けた体制づくり
- ② 地域共生社会を支える多様な担い手づくり
- ③ ともに支え合い、助け合う地域づくり

### 4 パブリックコメントの実施結果等

#### （1）パブリックコメントの実施結果

別紙1のとおり

#### （2）宮崎県社会福祉審議会からの意見

別紙2のとおり

## パブリックコメントの実施結果

## 1 意見募集期間

令和2年12月4日（金）から令和3年1月4日（月）まで

## 2 意見総数

5件（2名）

## 3 御意見の要旨及び県の考え方

番号	該当ページ	意見の要旨	意見に対する県の考え方
1	36ページ	<p>第3章 基本理念及び基本目標</p> <p>2 基本目標</p> <p>（1）地域共生社会の実現に向けた体制づくり</p> <p>「包括的支援体制の構築にあたっては、市町村及び地域福祉の中核となる市町村社会福祉協議会の充実が図られるよう…」とあるが、包括的支援体制の構築は自治体の努力義務とされているため、市町村社協だけではなく、関係する団体等も含めて列記してもらいたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正を行いました。</p> <p>「包括的支援体制の構築にあたっては、市町村が主体となって、地域福祉の中核となる市町村社会福祉協議会、公的機関や民生委員などの福祉、医療、保健、労働（雇用）、住宅、教育、交通、まちづくり等との様々な分野と連携して相談支援体制の充実が図られるよう、県及び県社会福祉協議会が緊密に連携するとともに、地域包括ケアの理念の普及や令和3年4月から施行される「重層的支援体制整備事業」の取組を支援します。</p>
2	36ページ	<p>「包括的支援体制の構築にあたっては、市町村及び地域福祉の中核となる市町村社会福祉協議会の充実が図られるよう…」とあるが、包括的支援体制の構築は市町村の努力義務とされており、市町村と市町村社協を並列で記述することは法の趣旨にそぐわないため、記述を変更、整理してはどうか。</p>	
3	36ページ	<p>「さらに、単独の市町村では解決が難しい課題を抱える方等への支援体制を市町村と連携して構築する」とあるが、「単独の市町村では解決が難しい課題を抱える方等への支援体制を複数の市町村と広域で連携して構築するとともに、…」と記述を変更してはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正を行いました。</p> <p>「単独の市町村では解決が難しい課題を抱える方等への支援体制を複数の市町村と広域で連携して構築するとともに、…」</p>

番号	該当ページ	意見の要旨	意見に対する県の考え方
4	49・50ページ	<p>第4章 施策の推進</p> <p>(1) 地域共生社会の実現に向けた体制づくり</p> <p>ウ 住民参加で進める地域福祉活動の推進</p> <p>地域福祉活動に参加していない住民の中には、“自治会等地縁団体の未加入者”がいること、そしてその未加入者が増加傾向にあることを「(ア) 現状と課題」において明記すべきではないか。</p> <p>また「(イ) 基本方向」、「(ウ) 主な取組」の中に、“自治会等地縁団体への加入促進に向けた支援”を入れてもらいたい。</p>	<p>住民参加による地域福祉活動を着実に推進、実行する上で、自治会等の果たす役割は大変重要であると認識しております。</p> <p>自治会の加入促進に向けた支援について、実施主体である市町村と連携して取り組んでまいります。</p>
5	79・80ページ	<p>日常生活自立支援事業及び成年後見制度とで住民の権利擁護が完結できていない現状があり、国の地域福祉支援計画の策定ガイドラインでも盛り込むべき事項のひとつに「日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者への支援の在り方」が示されている。</p> <p>よってこのような者への対応について課題があること、そして今後、そのことについて検討(研究)が必要である旨の記述を加えてもらいたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正を行いました。</p> <p>(ア) 現状と課題</p> <p>○ …一方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの、判断能力に不安があり金銭管理が必要な方等への支援が課題となっています。</p> <p>(ウ) 主な取組</p> <p>③福祉サービスの権利擁護の推進</p> <p>◎ …また、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの、判断能力に不安があり金銭管理が必要な方等への支援の在り方について、今後研究してまいります。」</p>

## 宮崎県社会福祉審議会委員からの意見

意見の要旨	県の考え方
○ 「(ウ) 主な取組」のところは抽象的な書き方が多くイメージしにくいと感じた。	○ いただいた御意見を踏まえ、市町村や県民向けに説明する際は、取組について具体的な例を示すなど、イメージしやすくする工夫を行ってまいりたいと考えております。
○ 地域コミュニティは人間関係を豊かにすることはもちろん、それがきっかけになり地域福祉活動への参加に繋がると思う。地域コミュニティ(交流の場の設置)を取り組みに加えてはどうか。	○ 高齢化や人口減少の進行に加え、個人の価値観やライフスタイル等が変化する中、地域福祉活動を推進する上で、地域コミュニティの果たす役割は大変重要であると認識しております。 地域コミュニティの活性化のためにどのようなことができるのか、今後研究してまいりたいと考えております。

# 議案第41号

## 宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について

長寿介護課

### 1 計画変更の理由

宮崎県高齢者保健福祉計画（県高齢者保健福祉計画・県介護保険事業支援計画）は、老人福祉法第20条の9及び介護保険法第118条の規定に基づき定めているものであり、現行計画（平成30年度～令和2年度）が満了することから、計画の見直しを行い、令和3年度からの宮崎県高齢者保健福祉計画（第9次県高齢者保健福祉計画・第8期県介護保険事業支援計画・第1次県認知症施策推進計画）を策定するものである。

### 2 計画の期間

令和3年度から令和5年度まで（3年間）

### 3 計画の骨子

#### （1）基本目標

「高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、助け合いながら、安心して自分らしく暮らし続けられる社会づくりをめざして～地域包括ケアシステムの深化・推進～」とする。

#### （2）計画の構成

##### I 総論

- 第1章 計画策定に当たって
- 第2章 高齢化等の状況
- 第3章 計画の基本的な考え方

##### II 各論

- 第1章 人材確保・定着の取組強化
- 第2章 介護予防・地域づくりの取組の推進
- 第3章 認知症施策の総合的な推進
- 第4章 介護サービス基盤の充実
- 第5章 高齢者が活躍する社会の推進
- 第6章 計画の推進

##### 圏域編

### 4 パブリックコメントの実施結果

別紙のとおり

## パブリックコメントの実施結果

- (1) 募集期間 令和2年11月24日～12月23日  
 (2) 意見件数 6件(4名)  
 (3) 主な意見の要旨と県の考え方

No.	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
1	31P ・ 38P	<p>① 介護ロボット・ICTの活用が利用者にとっての利益になることも含めてほしい。</p> <p>② 文書負担軽減について、オンライン申請や発行の推進も図ってほしい。書類の受取も窓口に行く時間が短縮できれば更なる効率化につながると考える。</p>	<p>① 御意見を踏まえ、以下のとおり記載を追加しました。</p> <p>○ 介護ロボット・ICTの活用は、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減を図るとともに、介護現場の<u>魅力や介護の質</u>の向上の効果も期待されることから、さらに導入が進むよう支援します。</p> <p>② 国の動向も踏まえ、文書削減・効率化につながる取組を検討していくこととします。        例えば、押印を省略可能な申請については、オンラインで受付するなどが考えられます。</p>
2	30P ・ 31P	<p>① 福祉系高校の実技用の備品は改善されているか。校内実習で使用された介護用品と校外実習先での用品が違い、ギャップにショックを受けたと聞いたことがある。</p> <p>② 福祉用具の普及を各事業所も頑張られていると思うが、全職員がスムーズに使えるよう、働きかけることも必要だと考える(法人全体の研修など)。また、使い手だけでなく、支援を受ける側の目線、視線に沿ったケアの充実も必要だと考える。</p>	<p>① 今年度、福祉系高校の実習環境整備を実施したところであり、今後とも、生徒の学びの充実に向け取り組んでまいります。</p> <p>② 今年度、県社会福祉協議会展示場にて介護ロボット等を体験できる環境整備を行ったところであり、今後研修等での活用を検討しています。業務効率化とともに、利用者へのサービスの質向上につながるよう取り組んでまいります。</p>
3	135P	<p>今後、高齢者が就業もしくはボランティアを含めた様々な形で何らかの役割を担っていただく場は、ますます増えるとともに重要になってくる。        高齢者の社会参加の重要性について、高齢者や県民に対し、情報発信や啓発に取り組むと記載されているが、具体的な取組内容について伺いたい。</p>	<p>具体的な取組として、以下のとおり実施しております。</p> <p>・国の「老人の日・老人週間」キャンペーンにあわせた本県独自の「シニアパワー宮崎づくり月間」(9月)を制定(県庁及びショッピングモールでの月間企画展の開催や各種広報媒体を通じた啓発活動、県社会福祉協議会及び県老人クラブ連合会への強化月間中の活動推進の呼びかけ)</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の知恵や経験、技能、意欲などのシニアパワーを生かした活動で、かつ地域福祉の向上に寄与している個人または団体を顕彰するシニアパワー顕彰の実施</li> <li>・県民への超高齢社会の理解促進を目的とした、県立図書館及び市町村立図書館での巡回企画展示</li> </ul>
4	136 P	<p>老人クラブは会員数の長期的な減少傾向のもとにあるが、今後の組織強化に向けて、県として、老人クラブの位置づけを明確にお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり記載を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老人クラブは、高齢者にとって、地域を基盤とする最も身近な自主活動組織であり、生きがいや健康づくりといった高齢者自身の生活を豊かにする活動や、友愛活動、環境美化、文化伝承、世代間交流など、<u>多岐にわたる活動の受け皿として、地域において重要な役割を担っています。</u></li> <li>○ 地域での相互扶助意識や世代間交流の希薄化が懸念される一方で、個人の生活様式や価値観が多様化し、老人クラブ数及び会員数ともに全国と同様、年々減少傾向にあり、令和2(2020)年3月末現在、県内の老人クラブ数は998クラブ、会員数は3万8,387名となっています。今後は、従来の枠にとらわれない、新しい活動の展開や自治会等との連携など、<u>魅力ある老人クラブづくりを通じて会員の確保と活動の強化が求められています。</u></li> </ul>

## 【その他報告】

### 第4期宮崎県自殺対策行動計画の策定について

福祉保健課

#### 1 計画策定の理由

宮崎県自殺対策行動計画は、「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）第13条の規定に基づき定めているものであり、現行計画期間（平成29年度～令和2年度）が満了することから、計画の見直しを行い、令和3年度からの第4期計画を策定するものである。

#### 2 計画の期間

令和3年度から令和5年度まで（3年間）

#### 3 計画の骨子

##### （1）計画の趣旨

県、市町村並びに保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関・団体が一体となり、生きることの包括的な支援として自殺対策に取り組み、県を挙げて、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指していくもの。

##### （2）計画の強化項目

- ① 子ども・若者に対する支援
- ② 働き盛り世代の男性に対する支援
- ③ 高齢者層に対する支援
- ④ 生活困窮者等に対する支援
- ⑤ うつ病の早期発見・早期治療の促進
- ⑥ 自殺未遂者の支援
- ⑦ 市町村が行う自殺対策への支援

##### （3）成果指標・目標値

項目	現状（令和元年）	目標値
自殺死亡率 （人口10万人当たりの自殺者数）	17.8人	15.7人以下

#### 4 パブリックコメントの実施結果等

##### （1）パブリックコメントの実施結果

別紙1のとおり

##### （2）宮崎県社会福祉審議会からの意見

別紙2のとおり

## パブリックコメントの実施結果

## 1 意見募集期間

令和2年12月4日（金）から令和3年1月4日（月）まで

## 2 意見総数

8件（2名）

## 3 御意見の要旨及び県の考え方

番号	該当ページ	意見の要旨	意見に対する県の考え方
1	3～23ページ	新型コロナウイルス感染症拡大による影響を現状分析にできる限り反映すべき。	計画（素案）に記載の自殺の状況については、策定年度において確定している令和元年の人口動態統計（厚生労働省）等に基づいており、令和2年の自殺者数の暫定値（警察庁）等については、県自殺対策推進協議会や県自殺対策推進本部において共有し、現状に基づいた対策について協議しているところです。 今後も、御意見の趣旨を十分に踏まえ、現状把握や分析を進めてまいりたいと考えております。
2	18ページ	24時間電話相談がなくなること、「こころの電話」のスタッフを増やすなど、電話相談を年中無休で進めてほしい。	御意見のとおり、相談体制の充実は大変重要と考えております。 本県では、県精神福祉保健センターの「こころの電話」に加え、NPO法人等の3団体により、段階的に相談日や時間帯の充実を図ってきており、相談員等の人材確保について、夜間及び深夜電話相談員の募集や養成研修に対する支援を行っているところです。今後も引き続き体制の充実に努めてまいりたいと考えております。
3	24ページ	生活困窮者の支援に特に注力すべき。生活保護の申請呼びかけを打ち出し、申請をためらわないよう積極的に広報を。	生活困窮者支援については、各福祉事務所が設置している自立相談支援機関において相談対応等を行っております。 生活保護制度においては、新型コロナの影響を踏まえ、迅速かつ丁寧な対応に努めているところです。 御意見のとおり、生活困窮者に対する支援は自殺予防の観点からも大変重要な課題であることから、今後も各福祉事務所等と連携を図ってまいりたいと考えております。
4	24ページ	経済・生活問題についても対策をとること（うつ病や心の問題に対する取組は進んでいるように思われるが、経済問題や生活苦については、より積極的な取組を検討すべき）。	経済問題や労働環境に関する取組については、県内商工会議所等の経営指導員を対象に自殺予防に関する研修を行うほか、県自殺対策推進本部等を通して庁内各部局と現状を共有しており、今後も連携して取組を推進してまいりたいと考えております。

番号	該当ページ	意見の要旨	意見に対する県の考え方
5	36ページ	学校現場における対応を見直すこと（個々の生活や人との違い等に十分な配慮を行えるような対応、先生方の負担を減らすような対策、先生が子ども達と向き合う時間を作る施策も含めて検討）。	子どもたちが自他の命をかけたがないものであると実感できる教育は非常に重要であると考えており、専門スタッフと協力し、子どもたちの対応をチームで行うことも非常に重要であると考えております。 いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
6	—	自死を思いとどめるための抑止力として、身近な方を自死で失った遺族の話や自死予防のセミナーや啓発活動をもっと充実してもらいたい。	県では自死遺族の支援に対する県民の理解を深めるためイベントの開催やメディア等を活用した啓発活動に取り組んでいるところです。 自死遺族支援についても自殺対策の重要な施策と捉えており、今後も様々な媒体や手法を活用し、啓発に努めてまいりたいと考えております。
7	—	自死遺族の方々の心情を配慮して、「自殺」ではなく「自死」と表現するよう検討してもらいたい。	自死遺族の心情等への配慮は大変重要なことであると考えております。 「自死遺族を支えるために～総合的支援の手引き（自殺総合対策推進センター発行・編集）」においては、「自死」「自殺」を関係性や状況に応じた丁寧な使い分けをしていくことが重要であるとされており、いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	全体	自殺未遂・自殺既遂のケースから具体的に教訓を汲み取り計画に生かすべき。	自殺未遂者への支援については、関係機関との連携の下に同意の得られた方に対して保健所の保健師による訪問・面接や精神科医療機関につなぐ等の個別支援を行い、自殺に関する統計資料は、必要に応じて市町村にも提供を行っております。 今後も御意見のとおり、把握できる統計資料を基に、自殺者の年代・性別や原因・動機等を十分に分析するとともに、施策の検証も行いながら、対策を進めてまいりたいと考えております。

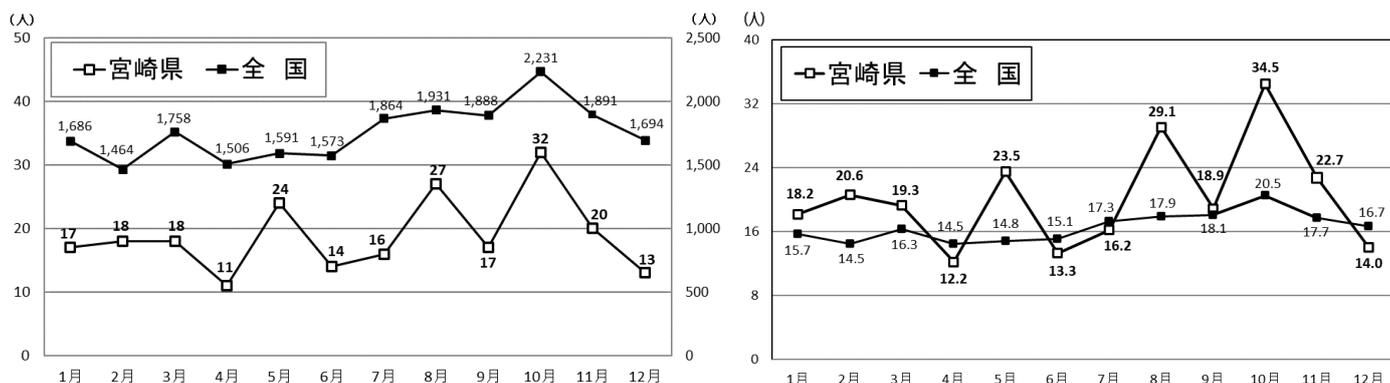
## 宮崎県社会福祉審議会委員からの意見

意見の要旨	県の考え方
○ 計画の位置付けについて、地域福祉支援計画のように図に示していただくとより分かりやすい。	○ いただいた御意見を踏まえ、市町村や県民向けに説明する際は、計画の位置付けについて図に示すなど、分かりやすくする工夫を行ってまいりたいと考えております。
○ 「第3章 今後の取組の方向性等」に、「感染症対策について」を記載してはどうか。	○ 今後の施策の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の発生状況に配慮し、感染防止対策を講じた上で行う旨、記載しているところです。
○ 計画の目標は全体としてはあるが、具体的項目の数値目標はいくつか掲げられないか。	○ 計画の目標は一人でも多くの自殺を防ぐことであるため、個別の施策については数値目標の設定はしていませんが、各施策の実施に当たっては、内容により目標等を設定して実施してまいりたいと考えております。

## 令和2年の本県の自殺の状況について

(警察庁自殺統計暫定値(発見日・発見地)より県作成)

### 1 全国と本県の自殺者数及び年率換算した自殺死亡率の推移



### 2 都道府県別、九州・沖縄各県別の自殺死亡率(ワースト)の比較(暫定値)

表1: 都道府県別

順位	都道府県名	自殺死亡率
1	岩手	22.7
2	山梨	22.4
<b>3</b>	<b>宮崎</b>	<b>21.2</b>
4	富山	20.9
5	青森	20.7
6	新潟	20.2
7	秋田	20.0
8	福島	19.7
9	群馬	19.4
10	和歌山	19.0

表2: 九州・沖縄各県別

順位	都道府県名	自殺死亡率
<b>3</b>	<b>宮崎</b>	<b>21.2</b>
13	鹿児島	18.4
22	福岡	17.2
24	熊本	16.9
24	大分	16.9
36	長崎	15.8
42	佐賀	14.7
42	沖縄	14.7

### 3 本県の令和2年(暫定値)及び令和元年(確定値)年齢別自殺者数

	年齢(歳)	~19	20~	30~	40~	50~	60~	70~	80~	全体
			29	39	49	59	69	79	80~	
全体	令和2年(暫定値)	8	18	31	28	23	38	30	51	227
	令和元年(確定値)	3	11	18	34	25	30	38	42	201
男性	令和2年(暫定値)	5	13	20	15	18	26	19	35	151
	令和元年(確定値)	0	10	15	27	18	24	27	27	148
女性	令和2年(暫定値)	3	5	11	13	5	12	11	16	76
	令和元年(確定値)	3	1	3	7	7	6	11	15	53

# 第6期宮崎県障がい福祉計画（第2期宮崎県障がい児福祉計画）の策定について

障がい福祉課

## 1 計画策定の理由

本計画は、障害者総合支援法（※）第89条の規定に基づき定めているものであり、第5期計画の計画期間（平成30年度～令和2年度）が満了することから、令和3年度からの第6期計画を策定するものである。

また、児童福祉法により策定することとされている「宮崎県障がい児福祉計画」についても、同法第33条の22の規定に基づき、第6期障がい福祉計画と一体のものとして策定する。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

## 2 計画の期間

令和3年度から令和5年度まで（3年間）

## 3 計画の骨子

### （1）基本理念

本計画は、障害者総合支援法の基本理念である「日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること」を基本理念とする。

### （2）基本方針

本計画は、国の基本指針を踏まえ、障がいのある人々が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスが地域において計画的に提供されることを目的として策定するものである。

### （3）基本目標

本計画は、「宮崎県障がい者計画（平成31年3月策定）」における障害福祉サービスの整備等に係る実施計画として位置付け、「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくり」を基本目標とする。

### （4）計画の構成

- ① 宮崎県障がい福祉計画（宮崎県障がい児福祉計画）の基本理念等
- ② 令和5年度の数値目標の設定
- ③ 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び障害児支援の必要見込量並びにその確保のための方策
- ④ 指定障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
- ⑤ 障がい者の安全・安心の確保及び生活の質の向上に資するための取組
- ⑥ 県地域生活支援事業の実施に関する事項
- ⑦ 県障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

## 4 パブリックコメントの実施結果等

別紙のとおり

第6期宮崎県障がい福祉計画（第2期宮崎県障がい児福祉計画）に係る県民・団体等からの意見（審議会・パブリックコメント等）への対応について

## 1 宮崎県障害者施策推進協議会

開催概要 ① 第1回 令和2年10月16日  
② 第2回 令和3年1月8日（素案について意見照会）

No.	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
第1回			
1	P37	重症心身障がい児（者）の医療型短期入所は、県北及び県西に1か所もないという状況が続いており、非常に切実な要望の声が上がっている。 今後の取組について、記載をお願いしたい。	御意見の要旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。  (P37) 「また、短期入所（医療型）の提供体制の確保・充実のため、医療機関等の空床利用による重症心身障がい児や医療的ケア児の短期入所（医療型）の受入れを促進し、受入れを行う医療機関等の看護師等への研修を支援します。」を追記。
2	P9	児童発達支援センターの数について、利用者が毎日通うことができないセンターもある。 設置の数も、もちろん大事であるが、毎日通う場所というところも意識していただきたい。	御意見の要旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。  (P9) 「また、保育所や児童相談所、保健所等との連携を図り、並行通園も含め、児童に適したより手厚い療育を提供できるよう体制を整備します。」を追記。
3	P4	精神障がい者が退院したとしても、サポートする人がいないであるとか、住む場所がないとか、退院できない理由が様々であり、そうした点が置き去りにされ、目標値ありきになっていることが気になる。 入院後3か月時点の退院率、6か	しっかりと治療しなくてはならない患者もいるので、そういった方々は期間にとらわれることなく、入院治療を行っていただきたいと考えています。目標に関する取組、それ以外の目標を設定していない取組も含めて、しっかりと取り組んでいきま

		月時点の退院率、1年後の退院率の目標値を定めることとなっているが、退院させられない人も多数いる。	す。
第2回			
4	P7・8	学習指導要領では、現場実習等の表記を「産業現場等における実習」と表記するよう求めている。	御意見の要旨を踏まえ、以下のとおり修正しました。  (P7・8) 「職場実習」及び「現場実習」の表記を「産業現場等における実習」に修正。
5	P12	短期入所（医療型）の事業所について、新規開設の計画はないのか。	短期入所（医療型）が県北地域にないことを重要な課題として認識しています。 このため、県や延岡市、日向市では、これまで地元医師会を訪問し、開設いただける医療機関の掘り起こしや直接医療機関への働きかけなどを行ってまいりました。その結果、延岡共立病院から申請があり、令和3年1月15日に新規指定を行いました。令和3年4月から短期入所（医療型）がスタートする予定です。
6	P9・10	重症心身障がい児が利用できる事業所について、数値目標だけでなく、サービスの質や利用のしやすさなども意識していただきたい。	サービスの質では、重症心身障がい児支援の中核的な医療機関を研修拠点施設と位置づけ、地域の医療機関や障がい福祉サービス事業所の看護師、支援員等を対象に研修を実施しています。 利用のしやすさでは、受入機能の充実等を行う事業所を対象に、施設・設備の整備費補助を実施しています。 御意見のとおり、引き続き、サービスの質や利用のしやすさ等を意識してまいりたいと考えています。

7	—	<p>延岡共立病院で令和3年4月より短期入所（医療型）の開設が決まり感謝しているが、定員は1人（18歳未満）である。</p> <p>18歳以上の重症心身障がい者も利用できる事業所が早く出来ることを望んでいる。</p> <p>また、重症心身障がい児（者）は町村になると該当者が少ないため、とり残されてしまう。もっとも弱い者がしっかりとサービスが利用できるような施策であってほしい。地域の実態に応じて障がいのある人もない人も地域で共に生きていけたらと思う。</p>	<p>御意見のとおり、多くの関係者が地域共生社会の実現は重要と考えているものと認識しています。</p> <p>短期入所（医療型）の事業所においても、18歳以上は一律に受入れないのではなく、利用者のケアの内容や介護者の状況等を見て柔軟な対応を行っています。</p>
8	—	<p>厚生労働省の平成30年度の障害福祉サービス報酬改定で「医療的ケア児の支援に向けた主な取り組み」として「医療的ケア児のサービス提供体制の確保に向けて」のなかで、福祉型強化短期入所サービス費の創設が行われた。また、そのための看護職員を加配した場合に加算がつくようになったが、このことは計画に盛り込まれないのか。</p>	<p>看護師を配置し、福祉型強化短期入所サービス費を算定できるものとして届出のあった事業所は12か所あり、整備が進んでいるところです。</p> <p>現在、県内4か所しかない短期入所（医療型）の整備を進めていきたいと考えています。</p>

## 2 宮崎県社会福祉審議会

No.	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
1	P38～40	「障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置」等について、数値目標を掲げるとよいのではないか。	障がい福祉計画は、国から示される基本指針に従い、数値目標等を設定しているところです。 御指摘の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	P10	「(5) ②障がい児への地域社会への参加・包括（インクルージョン）推進体制の整備」において、保育所等訪問支援について、どのように教育現場での理解、他の子どもたちへの働きかけなどへの協力、協働の推進をされているのか知りたい。	保育所等訪問支援は、障がい児福祉サービスで数少ない訪問支援サービスであり、例えば県内236の小学校に対して、35事業所しか現在のところ行っておりません。 現在、各事業所が個別に各学校を訪問して理解を求めるなど、地道に教育現場との協働を推進しているところです。
3	P10	「(5) ⑤医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置」において、コーディネーターの養成はどのような資格の方が対象であるか。また、教育機関との連携をどのようにされていくか教えていただきたい。	県が実施する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の受講対象者は、相談支援専門員、保健師、訪問看護師など、今後、地域で医療的ケア児等の支援を総合調整する役割を担う予定の方となっています。 また、教育機関との連携については、医療的ケア児支援のための協議の場に、学校関係者も参加し、情報を共有しながら連携を図っていきたいと考えています。
4	P9～10	「(5) ⑤医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置」において、令和5年度末のコーディネーターの目標値を27人としているが、今後、どのようにコーディネーターを育成するか知りたい。	県では令和元年度から「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を実施しているほか、今後、研修修了者を対象に医療機関との意見交換会等を実施するなどし、コーディネーターの育成に取り組んでまいりたいと考えております。

5	P9	<p>「(5) 障がい児支援の提供体制の整備等」において、特にきめ細やかな支援が必要な子どもの支援として、強度行動障がい児と虐待を受けた子どもへの支援や、障がいのある子どもがいる家族支援として、親の会や家族会への支援、家族の介護負担軽減、心理的ケアやカウンセリングなどの取組を追加してほしい。</p>	<p>御意見は重要な取組と認識しておりますが、計画では、国から示された基本指針に基づく内容を記載しております。</p> <p>今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	P39	<p>「(4) 障がいを理由とする差別の解消の促進」において、合理的配慮の推進を追加してほしい。</p>	<p>障がいを理由とする差別の解消において、合理的配慮の普及・啓発等は重要と考えており、御指摘の内容も含めた表現としております。</p> <p>なお、ヘルプマークについては、第4次宮崎県障がい者計画に記載しております。</p>
7	P4	<p>(2)「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において、精神科訪問看護を算定する訪問看護ステーションの数的整備と専門性の高い人材の育成が不可欠であるとする。</p>	<p>精神障がい者が地域で生活していく上で、訪問看護ステーション等の医療機関と福祉サービス事業所との連携は重要と考えており、県が設置している「宮崎県障がい者自立支援協議会精神障がい者部会」には、看護職や相談支援事業者の代表の方にも御出席いただいております。</p> <p>御指摘の内容については、今後の参考とさせていただきます。</p>
8	—	<p>ひきこもりやヤングケアラーといった社会問題については、障がい福祉分野の専門性をもって支援していく必要があると考えている。障がい福祉計画に位置づけされなくてよいのか。</p>	<p>障がい福祉計画は、国から示される基本指針に従い策定しております。</p> <p>御指摘の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
9	—	<p>障がい者は、どうしても閉じこもりがちになるため、社会参加を進めるためにも、情報の入手手段の確立を進めていくべきではないか。</p>	<p>御指摘の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

10	—	<p>障がい児への地域社会への参加を促していく上で、日常生活上の動作訓練や集団生活への適応訓練等において、専門スタッフを専従として確保していく施策を立てていくべきではないか。</p>	<p>児童福祉法においては、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う上で、専任かつ常勤の児童発達支援管理者を1人以上配置することとされており、御意見のとおり施策を進めています。</p>
----	---	---	---

### 3 パブリックコメント

- ① 募集期間 令和2年12月25日～令和3年1月22日
- ② 意見件数 12件（6名）

No.	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・計画案への反映状況
1	P42	<p>①《数値目標等》として「支援協力医療機関数3年度20 機関4年度21 機関5年度23 機関」が示されているが、質を担保できているかを確認して支援協力医療機関を指定すべきであるし、目標は協力医療機関の質も含めた記載とすべきではないか。</p> <p>②このページでは、「県の総合相談・支援機関である県身体障害者相談センター」と表記されているが、県の総合相談・支援機関は、高次脳機能障がい者手帳でも精神障害と分類されるように「精神保健福祉センター」とすべきではないか。</p> <p>③数値目標には、高次脳機能障がいの当事者が、本計画の理念・目標「障がいの有無に関わらずだれもが心ゆたかに生活できる共生社会を創る等」が実現されているかが分かる数値目標を入れるべきではないか。</p>	<p>①いただいた御意見を踏まえ、次のとおりとしました。 「高次脳機能障がい者が、身近な地域で診断を受け、充分なリハビリ等を受けることができるよう、対応可能な支援協力医療機関数を増やすとともに」</p> <p>②いただいた御意見を踏まえ、次のとおりとしました。 「総合相談・支援機関である県身体障害者相談センター及び医学的支援・拠点機関である宮崎大学医学部に加え、県精神保健福祉センターが協力して」</p> <p>③今後、より一層の実態把握に努めていく中で、どのような目標が適当か検討してまいります。</p>
2	P1	<p>この計画では「障がいの有無に関わらずだれもが心ゆたかに生活できる共生社会を創る等」の理念や目標が示されているが、県は障がい者（特に高次脳機能障がい）の実態（県内におけるその実数や障がいの程度・就労状況・就学状況・生活状況・障害者手帳取得状況・年金受給状況等）を十分把握して本計画策定に当たって欲しい。</p>	<p>施策の推進にあたって実態の把握は重要と考えており、御指摘の内容については、今後、より一層の実態把握に努めてまいります。</p>
3	P45	<p>本計画の評価や見直しをするための協議会（宮崎県障害者施策推進協議会）の委員に、条例の定数を変更</p>	<p>御指摘の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、県が主催する協議会等の場</p>

		<p>してでも高次脳機能障がい専門家も委員とすることを明確に本計画に示して欲しい。</p> <p>高次脳機能障がい者や家族の意見を聞いて本計画の策定を進めて欲しい。今後は改善を望む。</p>	<p>を捉え、専門とする方々から伺ってまいりたいと考えております。</p>
4	P42	<p>「取組み方法」で実態把握に努めると書かれているが、本計画に「家族会に県の担当部も参加して、直接当事者や家族の声を聞きます。」と記載してはどうか。</p>	<p>実態把握において、当事者の方々からの意見聴取も重要と考えており、御指摘の内容も含めた表現としております。</p>
5	P42	<p>同じく理解促進に努めますとあるが、本計画に「県広報誌で理解促進を図るとともに、病院、各施設等県民の皆さんの目につく所に啓発ポスターを掲示します。」など、具体的方法まで記載してほしい。</p>	<p>理解促進のために啓発・研修等の充実は重要と考えており、今後検討してまいります。</p>
6	P42	<p>「県障がい福祉課・県精神保健センター・民間の福祉法人が連携して、高次脳機能障がいの当事者や家族を専門的にサポートできる人材の育成に取り組みます。」と記載してほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、次のとおりとしました。</p> <p>「一般県民をはじめ、行政、医療及び相談支援事業所などの障害福祉サービス事業所等に対する啓発・研修等をさらに充実させ、専門性を高めるなど、高次脳機能障がいに対する理解促進を図ります」</p>
7	P42	<p>「県と県内市町村の連携を強化し、県内どの市町村でも同様に高次脳機能障がいの当事者や家族への支援が深い専門的な見地から行われるよう努めます。」と記載してほしい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、次のとおりとしました。</p> <p>「高次脳機能障がい者が、身近な地域で診断を受け、充分なリハビリ等を受けることができるよう、対応可能な支援協力医療機関数を増やすとともに、就労支援機関や市町村等との連携を強化し、地域での支援ネットワークを充実させる取組を行います」</p>
8	P42	<p>「外見からわかりにくい障がいであり他の障がいより遅れている高次</p>	<p>県の支援体制については、他県の状況や本県の実情を踏まえ、引き続</p>

		脳機能障がい者の支援を充実するために、高次脳機能障がい者の早期発見・早期対応を担う部署を新設し、深い専門性を有する職員を配置する。」と記載してほしい。	き検討してまいります。
9	P42	<p>身近に関わる関係者の理解促進と啓発を優先して行ってもらいたい。そして、高次脳機能障がい者に専門的に関われる相談支援専門員を育成し、支援のキーパーソンとなり、そこが核になって支援できる体制を築いてほしい。</p> <p>相談・診断・リハビリの何を一体支援してくれるのか、窓口はどこなのか、どのように利用したらいいのかを具体的に利用者に周知してもらうことが望まれる。</p> <p>高次脳機能障がいを理解している医師はごく一部に過ぎない。実際に機能するリストに再編し、その上で実績を挙げて、支援数を数値目標にしてもらいたい。</p> <p>宮崎県でも高次脳機能障がい患者を専門的に受け入れる障がい者リハビリテーションセンターの設置を強く望みたい。</p>	<p>御指摘の内容については、今後の取組の参考とさせていただくとともに、次のとおりとしました。</p> <p>「一般県民をはじめ、行政、医療及び相談支援事業所などの障害福祉サービス事業所等に対する啓発・研修等をさらに充実させ、専門性を高めるなど、高次脳機能障がいに対する理解促進を図ります」</p>
10	P41	専門性の高い相談支援事業中、発達障害者支援センター運営事業における「専門性の高い」とは、具体的にどのような内容を意味しているのか。	発達障がい児（者）及びその家族等に対する相談支援や発達に関する指導・助言、保育所といった関係機関の職員への研修等を指しており、県内3か所のセンターに心理士等を配置し、業務を行っています。
11	P41	発達障害者支援センター運営事業は、すべて専門的とされるアドバイザーや委託先に任せて宮崎県は関与しないということか。	当事業は県が実施主体とされており、すべてにおいて県が関与しています。
12	P41	（取組方法に記載の）「発達障がいに関する様々な問題について」の	発達障がいの相談は、乳幼児期・学齢期・成人期の各ライフステージ

	<p>相談にどのように応じさせるつもりなのか。また、「適切な指導又は助言を行う」ことを具体的にどのように実現する考えなのか。十人十色と言われる発達障害者を個別的に支援するための体制にしてほしい。</p>	<p>で生じ、その内容も障がい特性に応じて多岐にわたるため、センターだけの対応には限界があります。</p> <p>そのため、当センターは、子ども達と直接接する放課後等デイサービスや保育所、学校等の職員の専門性を高める間接支援機関としての強化を図ることで、様々な問題に対応してまいりたいと考えています。</p>
--	---	--

# 第3次宮崎県動物愛護管理推進計画の策定について

衛生管理課

## 1 計画策定の理由

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第5条で規定される「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、都道府県が策定するものであり、本指針が令和2年4月に改正されたため、本計画を改定するものである。

## 2 計画の期間

令和3年度から令和12年度まで（10年間）

## 3 計画の骨子

### （1）計画の趣旨

県民ひとりひとりの中に、動物の命を尊重する考え方及び態度を醸成し、動物に対する社会的な責任を自覚した上での適正な飼養等を普及させることにより、適切な動物の愛護及び管理の基盤となる県民共通の理解を形成することで、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現を図る。

### （2）計画の構成

第1章 動物愛護管理推進計画の考え方

第2章 課題と具体的な取組

「動物の適正飼養管理の推進」、「動物愛護の普及啓発と定着」、「県民参加と協働による動物愛護管理推進体制の構築」、以上の3つの基本方向のもと、“動物の飼養者等”や“県民”に対する普及啓発等を含む13の具体的な取組を実施する。

第3章 目標設定と進捗状況管理

以下の4つの動物愛護管理推進目標を設定する。

#### ①犬及び猫の殺処分数（負傷動物を除く。）の削減（国の基本指針準拠）

	平成30年度 （基準年度）	令和12年度 （目標年度）	備考
犬及び猫の殺処分数	416	166	基準年度の60%減

※基準年度は国の基本指針に準拠して設定（国の基本指針は50%減）

②犬及び猫の返還・譲渡率の向上（県独自）

	令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
犬の返還・譲渡率	86%	90%以上
猫の返還・譲渡率	64%	70%以上

※基準年度は最新年度に設定

③動物愛護推進員及び動物愛護関係ボランティア数の拡大（県独自）

	令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)	備考
動物愛護推進員及び 動物愛護関係ボランティア数	59名	177名	基準年度の3倍

※基準年度は最新年度に設定

④いのちの教育や動物愛護教室等の履修児童数の実施（県独自）

	令和元年度 (基準年度)	令和12年度 (目標年度)
いのちの教育・動物愛護教室等 の履修児童数	3,088名	累計 25,000名

※基準年度は最新年度に設定

#### 4 パブリックコメント等の実施結果

(1) パブリックコメント

①募集期間 令和2年12月9日～令和3年1月8日

②意見件数 72件（18名）

③主な意見の要旨と県の考え方（複数意見のものを掲載）

項目	意見の要旨	県の考え方
飼い主のいない猫対策の推進に関すること。	行政の支援による飼い主のいない猫対策や地域猫活動を全県下に広めていくべきである。	動物の収容の大半を占める離乳前子猫の保護数削減の観点より、飼い主のいない猫対策を既に積極的に行っており、本計画でも盛り込んでいるとおり、今後、より一層推進していくこととしております。

項目	意見の要旨	県の考え方
学校教育との連携に関すること。	子どもたちへの教育にあたり、動物との関わりや責任の中で、目に見えない背景にも思いをめぐらすことのできる思考を持ち、子どもたちに動物との関わり方、動物への責任について教育をできるよう、獣医師や動物の専門家からの「いのちの教育」、「動物愛護教室」等の履修環境を整えるべきである。	子どもたちへの教育については、「いのちの教育」等を既に実施しており、本計画においても重点的に取り組むこととして目標に設定しております。 今後も実施拡大に向けて取り組んでまいります。

※上記以外の意見については、計画の内容に対する意見の表明や文書表現の改善等に関するもの。

## (2) 市町村への意見聴取

①募集期間 令和2年12月7日～令和2年12月25日

②意見件数 10件（4市町）

③主な意見の要旨と県の考え方

項目	意見の要旨	県の考え方
飼い主のいない猫対策の推進に関すること。	「飼い主のいない猫対策の推進」において、市町村の役割が「主体」とされている。改定前の第2次計画どおり「協力・支援」に留めるべきではないか。	飼い主のいない猫対策や地域猫活動の実施に当たっては、多様な関係者が一緒に取り組んでいく必要があります。このため、地域環境の改善や地域との調整に当たっては市町村が主体となっていていただく必要があります、素案どおりの記載とします。

※上記以外の意見については、計画の内容に対する意見の表明や文書表現の改善等に関するもの。